

向日市最低制限価格制度運用基準

1 最低制限価格の対象

最低制限価格の対象は、設計金額が1,300,000円以上の一般競争入札及び指名競争入札に係る建設工事の請負とする。

2 最低制限価格の算定方法

最低制限価格の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 公契連モデル型最低制限価格

ア 工事の予定価格（消費税及び地方消費税を除いたものをいう。以下同じ。）に、最低制限価格基準率から任意の数を減じた率（以下「最低制限価格設定率」という。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の金額があるときは、その金額を切り捨てた額）とする。ただし、最低制限価格設定率が、100分の92を超える場合にあっては100分の92とし、100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。

イ 前項の最低制限価格基準率は、次に掲げる額の合計額を当該工事設計金額（消費税及び地方消費税を除いたものをいう。）で除して得た割合（小数点以下第4位を四捨五入する。）とする。

- a 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- b 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- c 現場管理費に100分の90を乗じて得た額
- d 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

ウ 前項各号に掲げる額が明確に区分されていないものの最低制限価格設定率については、前項の算定方法にかかわらず100分の75から100分の92までの範囲内で定めるものとする。

(2) 変動型最低制限価格

ア 向日市指名業者選定委員会規定（昭和60年訓令第2号）に規定する向日市工事執行指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が認める場合は、変動型最低制限価格を設定することができる。

イ 変動型最低制限価格は、次の各号のいずれにも該当しない入札の額の平均額に100分の92を乗じて得た額とする。

- a 向日市契約規則第15条各号に該当し、無効とした入札
- b 予定価格よりも高い金額でした入札
- c 設計金額に100分の20を乗じて得た額を下回る金額でした入札
- d その他案件ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

ウ 前項の規定により算定した額が、予定価格の100分の92を超える場合にあって

は100分の92とし、100分の75に満たない場合にあっては100分の75とする。

3 最低制限価格の設定の対象外

選定委員会が認める場合は、最低制限価格を設定しないことができる。